

審議会等の会議結果報告

1	会議名	第5回津市上下水道事業経営審議会
2	開催日時	令和3年7月16日(金) 午後2時00分から午後4時00分まで
3	開催場所	津市上下水道庁舎 2階大会議室
4	出席者の氏名	(津市上下水道事業経営審議会委員) 加治佐隆光(会長)、小黒敏克(副会長)、阿江 進、今井和美、小川友香、関口敦子、高山幸憲、畑井育男、松井信幸 (事務局) 上下水道事業管理者 田村 学 上下水道事業局長 松下浩己 上下水道事業局次長 格嶋淳夫 水道工務課長 山崎浩史 水道施設課長 池山裕介 上下水道管理局長 浅井英幸 上下水道管理局次長 野田浩司 経営企画担当参事(兼)経営企画課長 上嶋幹久 上下水道管理課長 濱地秀幸 営業担当参事(兼)営業課長 奥村登志男 上下水道管理課管理担当主幹 栗本みどり 上下水道管理課管理担当主事 川邊康太 上下水道管理課管理担当主事補 安部穂乃香
5	内容	(1) 水道事業の経営シミュレーションについて (2) その他
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	1人
8	担当	上下水道管理局上下水道管理課管理担当 電話番号 059-237-5811 E-mail 237-5811@city.tsu.lg.jp

議事内容 下記のとおり

下水道管理
課長

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、第5回津市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、上下水道管理課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

当会議につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現下のまん延防止等重点措置の実施に伴うリモート参加、ソーシャルディスタンスとして座席の距離を空けさせていただくとともに、アルコール消毒やマスクの着用などの対策を講じておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としており、会議結果をホームページに掲載いたしますので、ご了承いただきたいと存じます。

傍聴者におかれましては、会議運営の妨げとなりませんよう、お静かに傍聴していただくことをお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、上下水道事業管理者から、一言ご挨拶申し上げます。

上下水道事
業管理者

【挨拶】

上下水道管
理課長

続きまして、本日の出欠状況でございますが、委員10名中、リモート参加の関口委員を含めまして、出席委員が9名でありますことから、津市上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

藤田委員におかれましては、都合によりご欠席です。

なお、リモート会議ソフトの都合上、会議の途中で再接続の必要が生じる場合は、5分ほど中断させていただく場合がございますので、予めご承知おきください。また、ご発言に際しては、必ずマイクをご使用いただくようお願い申し上げます。

次に、お手元に配付しました資料の確認をお願いいたします。

第5回津市上下水道事業経営審議会事項書、座席表、水道料金の設定の考え方等について、津市上下水道事業経営審議会のこれまでの審議結果（案）、今回の配布資料は以上4点でございます。『水道料金の設定の考え方等について』は、前回お配りした資料と同じものです。これらに加え、先にお渡ししております計画書ファイルも、適宜参照いただきながら、進めてまいります。

配布済の「計画書のファイル」を、本日お持ちでない方がお見えでしたら、事務局で準備しておりますのでお申し出ください。

それでは、審議会条例第6条第1項において、会長が議長を務めていただくよう規定しておりますことから、加治佐会長に

は「議事の進行」を、よろしくお願いいたします。

加治佐会長 それでは、これより私が議長を務めます。
議事運営につきましては、委員各位の格別のご協力、よろしく
お願いいたします。
お手元の事項書2の協議事項に入りたいと思います。

畑井委員 議長、すみません。

加治佐会長 はい。

畑井委員 協議に入る前に一つ確認をさせていただきたい事があるの
ですが、お許しいただけませんかでしょうか。

加治佐会長 とりあえず、その話をお聞かせ下さい。

畑井委員 7月5日にですね、マスコミ発表をされた下水道マンホールの
修繕工事に伴います不適切な処理の件なんでございますが、
この審議会は下水道の事も含めて審議をするかたちで、今は料
金改定の事だけになるのですけれども、下水道の事について
も、責任を持って対応しなければならないというふうに思っ
ておりますが、そのマスコミ報道によりますと、マンホール工
事の不適切な処理を下水道の方が行ってですね、多数の処分者
を出したという事なんですよね。そういうふうなかたちの中で、
本来はきちっと適切に入札をしなければならない事を内部で
入札をしなくてもよいように、50万円以下の設定額に置き換
えて、それを何回かに分けて、入札を回避したような新聞報道で、
しかもその処分を受けた方々が100名近くになるという内容
でした。それで、私共も今料金改定の事を審議をさせていただ
いているんですが、上下水道の事業局がそのようなかたちの処
理をされていたとするならば、虚偽の資料とは申しませんが
も、水道局の方に都合の良い資料ばかりを私共に提供し、説
明し、その判断を歪めようとしている、水道局の方向へ持っ
ていこうとしているのではないかという懸念を持たざるを得
ないんです。ですから、そのマンホールの修繕事業の内容と処
分がどうしてこのようなかたちになったのかというのを確認
をさせていただかないと、私としては審議に入れないような
気持ちですので、その点をよろしくお願いを致します。今
まで水道事業の安定供給ということで発言をしまいましたが
も、きちっとした整理というものをさせていただかないと
少し自分自身、内心忸怩たるものがありますので、その点
会長のご判断で宜しくお願いしたいと思っております。以上
です。

加治佐会長 はい、事務局の方からコメントお願いします。

上下水道事業局長 下水道マンホールの不適切な処理についてということで
ご指摘いただきました。少しこの概要をまずご説明をさ
せていただきます。当該工事につきましては、通常、地方自治法にお
け

る随意契約という手法がありまして、50万円以下にするということは、入札をせずにはですね、すぐさま工事ができるという一つの手法でございます。その手法を用いたということが問題でございます。通常50万円以下の工事なり修繕であればなんら問題ございませんのですが、明らかに50万円を越えるであろう修繕を50万円に見立てて発注をかけたということが、今回の処分に当たる訳でございます。それで、今回の下水道、マンホールにつきましては、通常のマンホールではなく、少しサイズの大きなマンホールでございまして、これを単純にマンホールの蓋の材料費だけみてもですね、100万円近くかかる材料費にも関わらずですね、本来であればこれを緊急随契というかたちで、処理をするところを50万円の工事に割って発注をかけた。一つのをですね、50万円のものに分けたということは、架空のものが、工事が出てこないとそのお支払いはできなくなりますので、今回その処分が重く下ったということは、分割発注なのですが例えばその距離が長い、距離があるものを、例えば100mあるものを50万円以下にするために、20mずつ刻んで、50万円にして本当は250万円かかるものをぶつ切りにして工事を発注するようなかたちではなくですね。マンホールは一個しかございませんので、そのマンホールを、壊れたマンホールを処理するためにですね、明らかに50万円越えるものであってそのマンホールの工事をお支払いするためには、別の工事を作らなければなりませんから、そういった工事を、ある意味架空と言ったら悪いのですが、そういったものを作ってお支払いして工事を終えた。現場は、きちっと迅速にマンホールが壊れておりましたら通行人も危険ですし、ましてその場所がですね、今回の場所は通学路やそれから国道の23号線でしたかな、そういったところですので、非常にすぐ直さないと危険な状況の場所でもありましたことから市場手続きの手法に誤りがあったということで処分を受けたものでございます。

加治佐会長

ほぼほぼ皆さん新聞とかも見てますし、第三者的なコメントは大体結構なのですが、その当事者としてですね、例えば信用に関わることで、それをどう失ったと思っておられるのか、回復しようと思っておられるのかという点が我々委員全員にかかってくる問題ですので、その点についての説明をお願いします。

上下水道事業管理者

補足させていただきます。新聞をご覧になっていただいて、最も重い処分が下ったのが今現在の事業局の下水道の所管にいる職員でありましたのでそれが全面に出てきておまして、それで総人数で畑井委員も言われたように90何人と。見方によれば全部私共の下水道関係の職員の人数にも思えるんですけど、これ市全体の話なのです。それで、少しお時間いただきたいのですが、経過を申し上げますと、2年位前にですね、そういう少額の修繕、その先程の50万円以下という随意契約でできる修繕というのが本来はもう少し超えているものを2つ

の工事に割ったりということで、不適切な発注の仕方があるということが、これは監査委員から我々執行部、津市全体、建設部とか下水道とか。水道は全く今回は入っておりません。水道に関してはそういう不適切な発注はなかったということでございます。それで、これは総合支所も含めてですね、全庁的にそういうやり方が蔓延しているのではないかっていうので、庁内に調査チームを設置しまして徹底的に土木に関する少額修繕の内容が適切かどうかというのを1年位かけて調査してきたんです。それで、それは会長がさっき仰られた今後二度と同じ事を起こさないように、それで、そのためには全部、言ってみれば膿を出すという意味でですね、内部調査をやってその結果その相当な件数が不適切なものがあつたということになってこれほど多くの職員が処分される結果ということになりました。中でも少し扱いが重かったのが私共の下水道工務課の方にあつたそのマンホールの修繕の話で、それが重い処分になりましたので、これを中心に発表されたということで、何か言い訳がましく聞こえるか分かりませんが、下水道がいっぱい悪い事したみたいな感じがあるんですけど、これは庁内全体ですね、急いで直さないといけないということ優先するあまりに、発注の仕方が不適切なやり方が蔓延していたということ断ち切って、しっかりと本来のかたちに戻すようにという取り組みの一つの最終的なかたちとして、職員を処分するというかたちで、7月の5日付けで処分を行いましたので、それをまた市民の皆様発表してですね、これは新たなスタートを切るための一つのけじめというふうな意味合いで出させていただきました。実際には、該当の工事があつたのは、平成30年とか今からもう2年以上前のことで、その時点でもうそういうふうなことが庁内で認識されておりましたので、監査委員からの指摘もあつて、今、これは間違いなく申し上げるのは、同じような安易なやり方はせずちゃんと手段はありますので、そういうかたちでやっていくと、それから緊急に直すものについて、もっと上手くやれるような手法についても、今、研究しております。契約の仕方を整理するような、これは処分をする前に、市長が定例記者会見の中で、自らそういうふうに表示いただいて、今後その職員の処分とかそんなこともやっていく旨もですね、少し何月だったかは忘れたのですが、まずはそれを明らかにさせていただいた上でのことでありますので、少し新聞の出方がセンセーショナルでしたけれども、そういうことをご理解がいただけたらというふうに思います。市全体でこれは反省して同じ事を繰り返さないという気持ちを引き締めるといふことは、これは当然の事であるというふうには思っております。

加治佐会長

畑井委員、今のお話いかがでしたか。

畑井委員

2回説明を聞いたのですけれど、お二人から説明を聞いたんですけど、何か客観的というか他人事のような説明だったように思います。それで、私がここで一番言いたいのはですね、今

まで出された資料なりでいろんな説明というのがですね、本当に今の水道事業の中身として適切なものなのか。その事業者としての恣意的な発言が入っていないのか、その点を改めてこの場で聞かせていただきたいと思っております。それで、そういうかたちで真実のもので討議をしていただいたということになれば、また審議の方に入りたいと思えますけれども、その点を聞かせていただくようお願いしたいと思います。以上です。

加治佐会長

はい、いかがでしょうか。事務局の方から特にこの、こちらの資料に関連しての説明を下さい。

経営企画課長

私が第一回昨年10月2日から前回の6月29日までの中で、ご説明をさせていただいてきました当事者でございますので、私の方からご説明をさせていただきます。基本計画の策定の状況を第一回でご説明し、第二回におきましては水道事業がおかれている経営状況を私の方からつぶさにできるだけ詳しく資料化をさせていただいたものをご提示をし、ご説明をしてきたつもりです。またその後ご意見をいただきまして、財政シミュレーション等の見直しをかけ、その上で現状の料金体系につきましてご説明をし、料金の積算方法、また今後の課題を含めた中で、どう料金体系があるべきかというところの真実のものを、この審議会にご提示をさせていただき、委員の皆様からご意見をいただきたいということで、ご説明を尽くしてきたつもりでございます。かかるご疑念につきましてはですね、確かに誤った事務処理が行われていたという事実がございますのでご疑念をいただくところはあろうかと思いますが、現状、水道事業がおかれた状況につきまして、真実をもって、ご説明をさせてきていただきましたのでご理解の程、お願いを申し上げます。

加治佐会長

はい、どうぞ。小黑さんどうぞ。

小黑副会長

先程来の意見からお聞きしておいて、真実をということ自信を持ったような声で仰ってましたけれども、これ例えばこの資料の2ページ、総括原価の計算っていうのは令和4年から将来の原価計算をされていますね。これではなくて、一応今の決算、令和3年度は無理ですけども、令和2年度の決算もできていますやろ。近々の決算書を一つで良いのでサンプルに出していただければ、より真実味があると思うのです。これ来年の話ですから、ここに出された資料っていうものは、皆さん方の推定の金額だと思えるのです。だから真実味を出そうと思えば、これは真実ですって言えないと思うのですよ。決算の。疑う訳ではない。疑う訳ではないけれども、一応決算を出していただいて、令和2年か令和元年か近々の決算書っていうものがあると思うのです。公表できるものが。それをもって、この総括原価計算の資料を提示していただければより真実味があると思うのですけれども。すみません。

経営企画課
長

はい、すみません。お待ちください。

小黒副会長

いやいや、今決算するものを言えって言ってるのではないのですよ。資料として提出されるのであれば、真実味のあるものと言えれば決算書だと思うのです。その決算書に基づく総括原価計算っていうものを提示された方が真実味があると思うのです。

上下水道管
理局長

過去の審議会です、財政シミュレーションを出させていたいただいているのですが、令和元年度まで、これについては決算数値を入れさせていただいております。それで、令和2年度は予算数値です。令和3年度は新年度の予算の数値、この数値を入れさせていただいております。A3の用紙です、こういうシミュレーション出させていたいただいていると思うのですけれど。第二回です。これ準備させていただきませんか。

加治佐会長

資料も大切かとは思いますが。

上下水道管
理局長

2年の決算は、少しまだ議会の方にもお示ししておりませんので、少しこの場でまだ数値をお出しすることはできませんので、予算でということをご理解をいただきたいと思えます。

加治佐会長

畑井委員、当初のご発言の趣旨のように話が流れていってますか。よろしいですか、これで。

畑井委員

はい、真実で説明いただいているということですので、それに基づいてこれから発言をさせていただきたいと思えます。

加治佐会長

はい。では、もう一度です、信頼関係を再構築致しましてここでその上で話を進めていければと思えます。それでは。小黒さん、すみません。その資料のところまたそれに関連した話になったときに戻ろうと思えます。すみません。資料の過不足は後で調整させていただきます。お手元の事項書2の協議事項ということでして、最初に(1)の「水道料金の設定の考え方等について」に絞ってご協議をさせていただきたいと思えます。その後、協議事項(2)「その他について」は下水道工務課長及び下水道施設課長が入室の上、下水道事業に関するご意見等も含めご協議いただきますのでよろしくお願ひします。

また、公開対象の会議でありますことから、ご発言の際は、挙手の後、指名を受け、お名前を名乗っていただいでからそのようにご発言下さい。

それでは、事項(1)「水道料金の設定の考え方等について」でございませぬ。

前回、令和9年度までに必要となる総括原価がいくらになるか、現行料金から何%の値上げが必要かというところの説明ま

でのご議論いただきました。

今回はその説明の続き、議論の続きで、どのような改定方法があるか具体的な料金体系への反映について、4例の例示と共に事務局から説明がありましたことについてご質問、ご意見がございましたらご発言願います。これがですね、4例の説明がありました。この点事務局から補足はありませんでしょうか。前回4ページまでの説明、3ページまでの説明だったと思うのですが、この4ページ以降の説明は、今していただかなくてよろしいですか。4例 ABCD。

経営企画課
長

はい、議長。

加治佐会長

はい、どうぞ。

経営企画課
長

前回、3ページまで一度区切らせていただいて後4ページ以降の説明をさせていただきます。その中で改定に関わります4つの案をご説明をさせていただきます、ご意見をいただきたいというところまで私の方から前回ご説明をさせていただいたものでございますので、それにつきまして改めて本日ご意見をいただければありがたいと考えております。

加治佐会長

はい。4案というのは ABCD のことだと思います。ABCD がまとめてありますのは私の受け取りでは 18 ページに A 案から D 案までまとめてあると思います。A 案が現状に近い方、D 案が離れたご提案だと思います。この違いについてですね。18 ページ、思い出す意味もあって、私自身が半分忘れていましたので、18 ページ、少し読みますね。A 案は基本料金と従量料金の比率は 22:78 のまま一律に改訂しましょうと。全体的なことはとにかくこの割合はこの比率でいきましょうというのが A 案ですね。B 案は基本料金と従量料金の比率を 30:70 に調整しましょうと。各口径の合計の改定率は一律として、要するに基本料金の割合を少し上げましょうかというものが B 案だと思います。C 案は基本料金と従量料金の比率を 30:70 に調整のうえ、13 から 25 mm の基本料金を重点的に改訂しましょうということです。これはそれが C 案。D 案は基本料金と従量料金の比率を 30:70 に調整のうえ、13 から 25 mm、これはよく私らが使っている水道管の直径と内径だと思います。基本料金を重点的に改訂し、従量料金を均一単価とする。少し C 案 D 案辺りがやや抽象的な表現かと思いますが、重点的に改訂というのは割合を少し増やしましょうかという意味でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

経営企画課
長

議長。もう一度私の方から 4 案のご説明をさせていただきますもよろしいでしょうか。

加治佐会長

はい、そうして下さい。

お配りさせていただきました資料の 18 ページをお願いを致します。18 ページのまず A 案でございます。A 案につきましては基本料金と従量料金の比率は言行の基本料金と従量料金の比率であります 22 : 78 をそのまま採用し、基本料金も従量料金も全て一律に 28% 増額改定するというものでございます。これにつきましては、19 ページのところはその試算の表を付けてありますので合わせて見ていただきたいと思いますけれども、この A 案の場合、経営面の影響と致しましては当面は問題はない訳でございますが、長期的に水需用の増減に水道料金収入が影響されやすいという課題が残るということとなります。使用者への影響と致しましては、口径や使用水量に関わらず全ての使用者に同じ比率のご負担をお願いするというところから負担の公平感が持てる訳ではございますが、逡増制によります大口使用者の負担感というのが課題が残るということことから将来的に大口使用者の方の契約解除ということになりましたら、経営に直接大きな影響が出てまいります。そのような案が A 案でございます。次に B 案につきましては基本料金と従量料金の比率を他の市や算定容量に基づく基本料金、従量料金の比率を参考に我々が当面目標とします 30 : 70。基本料金 30、従量料金 70 の比率となるよう調整し、基本料金における各口径、従量料金を各水道の改定率を一定に増額するというものでございます。この試算例が 20 ページでございますので 20 ページも合わせて少し捲りながら見ていただきたいと思います。B 案の場合は経営面の影響と致しましては、基本料金の収入割合が高まりますことで、問題が解消し安定的な収益の確保に繋がります。使用者への影響と致しましては基本料金の比重が高まることで少量使用者の負担が大きくなります。また A 案と違い口径や使用水量によってですね、改定率が異なります。そのようなことが状況としてございます。続きまして、C 案。18 ページに戻っていただきまして C 案でございますが、C 案は基本料金と従量料金の比率が私達が当面目標としております 30 : 70 となるように調整したうえで、口径が 13 mm から 25 mm における基本料金を重点的に増額するというものです。口径 13 mm から 25 mm というところにつきましては、資料の 15 ページを、少しお戻りをいただきたいと思います。15 ページの中程の表に契約戸数のボリュームゾーンというのを小さく出させていただいておりますけれども、全体で 13 mm から 25 mm までの契約戸数が私共が契約していただいております全使用者の 98.85% がこの口径でございますのでこのボリュームゾーンから料金を少しご負担をいただく、負担度を上げてご負担をいただくという案でございます。それで、その試算例が 21 ページでございます。C 案の場合は、経営面の影響と致しましては、基本料金の収入割合が高まること、契約戸数の 98.85% を占めるボリュームゾーンから、ご負担を求めることになり、更に安定的な収益の確保に繋がるものでございますが、使用者への影響としましては B 案以上に少量使用者への負担が大きくなってしまおうという側面がございます。続きまして 18 ページにもう一度お戻りいただきまして D 案でございます。D 案につきましては基本料金は C 案と同

じで私共が当面目標としております 30 : 70 の比率に調整したうえで、従量料金に均一単価を採用するというものでございます。この試算例を 22 ページに掲示をさせていただいております。D 案の場合は経営面の影響と致しましては、C 案同様基本料金の収入割合が高まるうえに、従量料金のボリュームゾーン、従量料金のボリュームゾーンからご負担を求めることとなりますことから最も安定的な収益の確保が可能となる案でございます。しかしながら、使用者への影響と致しましては、22 ページを見ていただいてもお分かりになると思いますけども、少量使用者にとっては大幅な値上げ、大口使用者にとっては逆に値下げということになりますので、最も変化の大きい改定案となっているものでございます。これで、これらをご説明させていただいたうえで 23 ページの資料をご覧いただきたいと思っております。以上 4 つの案をご説明させていただきましたけれども、A 案につきましては、水道料金収入に占める従量料金の比率が高く、使用水量の増減が経営に影響が出やすいという現在の料金体系の課題がそのまま残るため、人口減少等によりまして、水利用の減少が予想されるこれからの時代に即した料金体系とは中々言えないのではないかなというふう考えております。また C 案、D 案につきましては、基本料金で費用を一定回収する体系に変えていくと共に、少量使用者にもコストに見合ったご負担を求めていくという国や日本水道協会が示す料金体系の方向性に沿うものではございますが、少量使用者の負担増があまりにも大きすぎることから、将来的にはこのような方向に持っていくと、するとしたと致しましても現段階的では、一足飛びにこの案を採用するのは困難なのであるというふうに考えております。よって結論と致しまして、私共と致しましては今回の改正では、安定的な経営基盤の元、安心安全な水の供給をし続けるために、水利用の増減に料金収入が影響されにくい B 案を採用したいと考えているものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

加治佐会長

はい。私の理解では、小口使用者の利益を重視するか、大口使用者の利益を重視するかと。ただ、小口利用者のことばかり考えると大口利用者が水道水を使わなくなると。その直接県水を利用したり、あるいは井戸を掘ったりし始める可能性がある。既に事例があると聞いています。その辺りでどのようにバランスを取っていきましょうという皆さんへの問いかけになるかと思えます。質問でも結構です。ご意見ありましたらお願いします。全体的な増額の話とは別のまたその中での割合のお話かと思えますけれども。どうぞ。どうぞ。小黑さんどうぞ。

小黑副会長

改定案 4 案出していただきましたけれども、やはり公益的なことを考えないと駄目だと思うんです。そうなれば、小計の小口の一番戸数の多いあなた達ボリュームゾーンって言うけど、13 から 15 mm。ここら辺の改定率を上げるということは一般家庭の負担が強られることだと。皆さん方、営業的に考えれば大口利用者っていうのはありがたいことだと思うの

ですが、事業者とか経営的な感覚がある方々は自分で新しく正義を求められたら求められたで仕方がないと思うのですよ。でも個人のうちはそういったことができない。それをカバーするのが公共の水道事業だと思うのです。何が言いたいかって言うと A 案で進めていただきたいと私の意見は思います。小口の一般家庭に負担増となることはやはり行政に関わる公益企業であれば、それは考え方を改めて頂けなければならないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

加治佐会長

考え方出し合って下さい。恐らく大口使用者に逃げられなければという点で、今井さんどうぞ。

今井委員

市民の立場から。今小黒副会長が発言して下さったまま私もその意見に大いに賛同したいと思います。今日頂いた資料の中では、これまでも思っていましたけれども、初めに値上げありきという中の値上げ、料金値上げの中でどの方法を選ぶかという選択肢 4 択の中でどれかっていうものであって、本当は料金値上げをして欲しくないと思いつつながら、これまで少しずつですが、発言をしてきたつもりですが、今日頂いた津市上下水道事業経営審議会でのこれまでの審議結果案というものの、多分これは今日の、今日までの会議結果として提出されるものであろうと思いつつ、私を始め、少なくとも方が料金改定値上げについては荒立った意見もありましたし、公共のもの、いっぺんに 3 割近く上げるのはどうかという意見もありましたのに、主な意見は次の通りですというふうに、下段の方は値上げに関してやむを得ない、又は必然、せざるを得ないという値上げに与する意見をもう印刷され済みな訳ですね。そして、両方、資料とこの審議結果案というものを見まして大変な無力感を感じておりますので、練りに練って練り上げててもまだ料金改定値上げにしか進めないのか、昨日の視察も行きましたけれども、大切に今ある資源、今ある施設を修繕しながら手をかけながら使っていられるというのは十分分かりました。3カ所視察させていただきましたけれども、そういう歴史ある建造物に差し掛かっているような 90 年からの建物というものも貴重ですけれども、水道管が古くなったり、いざという時、万が一の事故に備え等々これまでも資料でいただきましたけれども、そうしたらこの 40 年 60 年 70 年の間やはり先程でもおりました土木建築に予算を入れすぎた結果、今の水道事業のひっ迫感がしわ寄せが出てきているのかなあ等と少し馳せ思った次第ですけれども、まとまりませんが。反対意見が書いてないっていうところに審議結果は私も少し信頼感を持ってなくなったりですとか、畑井委員の仰るように信頼が大事って仰いましたけれども、料金改定値上げの方でももうこれは値上げなんだっていうふうにならぬと会議が進んでいくっていう流れの中でもう正直申しまして納得しづらい、非常に、奥歯に物が挟まったような感覚で参加しておりますので、どうか何とかいいアイデアが出ることを願っております。以上です。

加治佐会長 はい。ありがとうございます。その辺りも含めまして、この案を審議願いたいのですが。

経営企画課長 すみません。議長少し宜しいでしょうか。

加治佐会長 はい、どうぞ。

経営企画課長 先程今井委員からご指摘いただきましたのは、これまでの審議結果について取りまとめの案を作らせていただいておりますので、それを見ていただいのご発言であったらと思います。この審議結果につきましては裏面がでございます。表面につきましては主な意見というかたちで6点を併記をさせていただきまして、裏面には他の意見ということで今井委員が仰られた慎重に考えるべきであるというような意見も両方併記しています。これは前回意見書はどういうふうに行うべきであろうという議長、会長のご発言があり管理者からご回答させていただきました。様々な意見をいただくという場でございますので様々な意見をいただいたものを、意見書のようなかたちでございますね、審議結果として案を取りまとめさせていただいたものでございますのでよろしくお願いを申し上げます。

加治佐会長 他、いかがでしょう。はい、どうぞ。松井委員、どうぞ。

松井委員 この4案の中でっていうことであれば、私は個人的なのですけれどもA案というところが妥当なのではないかな。何故かと申しますと、大口先企業については、値上げ云々の前にですね、こんなご時世なので、いかにこう経費を削減していくかっていうのは近々の課題でありますので、この改定率どうのこうのの理念としてですね、やはりそのいかに節減していくかっていうことは取り組んでいる、これからも取り組んでいくだろうと思うのですよね、ということであるのであれば、一番その公平感のあるですね、皆均等で値上げをしてですね、小口さんにあまり負担をかけないってところの方が妥当性があるのではないかな、ただ大口先がどの企業にしてもこれからは少なくなっていくであるってことが見えてると思いますので、その量が減っていて、更にその財政、財源を圧迫するようなことになればですね、そのうえでまた改定をしていくと、その都度見直していくと、手間なのかも分かりませんが、そういった方向性の方が、妥当性があるのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

加治佐会長 はい、ありがとうございます。Aは当面として今後弾力的にというお話だと思います。確かに他の視点からの契機とかもあるかと思いますが、他いかがでしょうか。この中では大口使用者の方は、誰でしたっけ。宜しいですか。関口委員いかがですか。大口使用者の立場。いかがですか。

関口委員

はい、では申し上げます。世の中的にはものを沢山買ったり、ものを買って沢山使ったりすると割安になるというのは、一般の例えばお買い物に行きましたとかですね、感覚だと思います。しかしながら、水道というのは市民に必要不可欠な商品ですので、そこは一般のこう買い物の感覚とは違ってですね、また水道が普及というものを目指してきたということからその逓増制の料金制度になってきたと。歴史的にもその、それがそうなった為に水道が世の中に普及してきたというところもあるというところで、そういう歴史的背景に加えまして、大口使用者の役割りと申しますか。それはもう十分に理解しております。ですので、今の状態がですね、おかしいじゃないかというようなことをですね申し上げるつもりは更々ございません。それで、また私共も津市の方ですね、工場を構えまして、運命を一緒にと申しますか、専門事業に関しては、水を使うことで料金をお支払いして、経済活動をさせていただいているっていうことでですね、大口、逓増制についてただそういうものだというので理解をしております。それで、ここからは別の話になるのですけれども、津市では少しどうか分からないのですが、他の都市の話をお聞きすると、例えば大阪市さんなんかですと、非常に口径が大きいところの会社に対して負担が大きいので、もう水道を使うのをやめたということで、今地下水の凄く細かい井戸を掘り出して自分で汲み上げてしまうという技術がですね、非常に発達したのでそういうことをやる会社が沢山出てきてしまって、経営に非常に大きな影響を与えてしまったと。まあつまり大口に逃げられてしまったということですね、逆にそういう人達を引き戻すために少しサービスをすると申しますか、そういうことをして取り返していくと、取り返そうとしているという構造になると思うのですよね。聞いたことがあります。津市内において、私は一番大きい水量を使っているということで今回出させていただいておりますけれども、他のもう少しこう中位とかですね、そういった会社さんにとっては厳しいところもひょっとしたらあるかもしれないなあと思うところもあります。ただそれはやっぱり津市の市民の皆様がどのように考えるかということが一番重要ではないかなと思いますので、例えば今回振れ幅が大きいから負担割合としては従来通りでいくというような方向になりましてですね、それは市民の皆様の意向なのかなということで捉えていきたいと思っております。以上です。

加治佐会長

はい、ありがとうございます。私の受け取りは全体的に A 案でどうかというお話が多いかと思えます。他いかがですか。そちらの、まだ、もうせつかくですから何か言っていって下さい。

阿江委員

はい、今 A 案なのか B 案なのかみたいなどころなのだと思うのですが、私個人も大口を代表してというところと、もちろん自宅もありますので小口も代表してと悩ましい立場にあるのですが、大口のところでは申し上げますといずれにしても電気が

同様にそうですが、事業化を追求をしていくという中で、経費を削減する術があるならばそれを追求していくというのが企業でございますので、そういう流れは変わらないかと思いません。この値上げによって少なくともそのきっかけになるということはあるかもしれませんが、止める事では、止まる事ではないですし、そういう方向でやるっていうことは間違いないかとは思いますが。ただそういうことによってこの計画が途中で、途中で変更したら良いじゃないかというお話もありましたが、更に途中の間に値上げみたいなのところを検討しないといけないというようになるというのは、よろしくないのかなというふうに考えます。今こうお示しいただいたように他の市であったりと比べますとどうしてその津市だけが 20 何%と低いのだろうか、適正と仰っている 40 と 60 というのはどうして適正なのだろうか、というようなところも考えていかないと、やみくもに値上げをするがためにですね、するがためにだけではないかもしれませんが、A 案を選択するっていうので後々に更なる値上げということにならなければ良いなというふうに懸念をしているっていうのが私の個人的な意見でございます。

加治佐会長 はい、ということは当面は A で。

阿江委員 それは、A で当面それで計画通り進むのであれば、それも良いのではないかという考え方です。

加治佐会長 進められればということですね。契約解除の大口の方から解除の前に解除したくなっただか言ってくれればまだ良いのですけれどもね。恐らくそれ唐突だろうと思しますのでね。

阿江委員 そうですね。恐らくその流れは要するに電気がそうですから、太陽光を使ったり、自家発電をしたり色んなことをさせていただきますので、その流れは変わらないと思います。

加治佐会長 はい、いかがですか。小川委員。

小川委員 ご説明いただいた通り、その A 案が一番公平感が皆さんにあるということが良いのかなと思う反面、先程のご説明でも長期的にはやはり不安定でその大口の方の契約がなくなるのもあれですけど、人口減少によって水量が使用水量が減ることによっても左右されてしまうというご説明だったかと思うのでまたそうなった時に何年後かにもっと大幅な値上げにしないといけないとかっていうことにならないかなあという懸念をしているところであります。今の所そんな感じで。はい。以上です。

加治佐会長 懸念はありますよということですね。高山委員どうですか。

高山委員 そうですね。私も消費者の代表としてこれ B とか凄い数字で、A でも 27、これなら何とか通りそうですけれども、これ 73% を基

本料金とかやったり 68 とかいうとかなり一般の人のあれは大きいと思いますけどね。それで、また前も前回 20 でやって3年後 20 とか 30 になるとまた負担が降りてこないって言ったけど、それ考えてでも今こういう状態の時に、その基本料金 50 を超えるようなものは一般の人、中々難しいとそういうふうに考えます。それで、また3年後また6割になるかそれは少し分かりませんが、現行の2年近くこれ水道のこと色々勉強させて貰ったり、新聞とかで読んだりして、他のところどういふような値上げをするのか分かりませんが、自分の今まで勉強してきた中では、このAが一番まだ皆さんのこの審議会後の消費者の方の理解が、抵抗が少ないと考えます。

加治佐会長

はい、ありがとうございます。では、ご意見もほぼ出揃ったようですが他にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。はい。どうぞ。小黑さん。小黑委員。

小黑副会長

値上げというより総括原価のこの2ページの表なのですが、人件費から資産維持費まで管理費、原価償却、その他。ずっと見てますと人件費だけが横並びで他が全て増額なんですわ。これね。努力してこれだけは下げますわっていう何かないのでですか。今大口事業の代表の方よく仰ってみえたように、それなりに事業者は努力をされると思うのですよ。皆さん方もこの表を提示されるについて、ここのところでこの部分は減額できるように頑張ります、そうしても、そうやってもこれだけの値上げが必要なんですっていうデータはないのですかね。ちなみに、ちなみにこれ全く話が、考えが、頭の中が変わるかも分かりませんが、全てを原水を県水に委ねたらどうなりますか。シミュレーションされてますか。片田浄水場へある、今ある浄水場を守り抜くのも、それも大切かも知れませんが、県は県で企業努力をまたされていると思うのですよ。なるだけ原価を安くして、皆さん方に水を供給しようとして。今の世の中、電気と水がなかったら、我々生活できませんでしょ。だから、小口の使用者の使用量が少ないからってってこれ切り捨てる訳にいかないと思うのですわ。そこらを頭においた上で、なるだけ経営の無駄を省くような努力をされていますか。そこらも見せていただきたい。値上げの問題は今差し迫ってしなければならぬのであれば致し方無いと思うのですけど、なるだけ一般家庭の負担のないように私はお願いしたいなと思ってます。それと企業さんにそれだけのことを委ねるのであれば、皆さん方も企業経営をやってみえるのですから、同じような努力はやってもらわないといけないと思うのですけど、頑張ってください。よろしく申し上げます。

加治佐会長

事務局からのコメントは宜しいですか。では、ご意見があったということで、では、先に進めさせていただきます。少し待てというお気持ちの委員もあるかと思いますがとりあえず先に進めさせていただきます。提案のありました改定案 ABCD の中では A 案での改定が適切であるとの意見に落ち着いたように

私は受け取りました。様々なご意見がありました。

今回までで「適正な料金設定とはどのようなことか」というところから、今後の料金体系についてひと通りご議論いただきました。

本日までの審議の中で、安定経営に必要な複数のシミュレーションを事務局から提示を受けて審議してきましたので、このあたりで審議会の意見を取りまとめたいと思います。

まずは、前回までの審議結果を会長として取りまとめましたのでというか責任、私の責任で事務局にまとめていただきました。事務局から代読いただけますでしょうか。この審議結果案。

経営企画課
長

議長宜しいでしょうか。

加治佐会長

はい。

経営企画課
長

お手元の方に津市上下水道事業経営審議会でのこれまでの審議結果案というものをお配りをさせていただいております。議長のご指示がございましたので朗読によってご説明と替えさせていただきます。

令和2年10月2日に津市上下水道事業経営審議会が発足し、初回は、水道事業の根幹である「第2次津市水道事業基本計画」について説明を受けました。

第2回と第3回では、事業の進捗や経営状況について考察し、人口減少による水道料金収入の落ち込みやこれからの更新需要等の事業費、維持管理経費をふまえた財政シミュレーションから、今後の事業経営について意見交換を行いました。

高度経済成長期に布設された管路や施設の老朽化が急速に進行する時期に差し掛かってきたため、これまで以上に更新ペースを上げないと漏水や断水などの事故が発生しやすくなること。人口減少による水道料金の収入が減少の一途を辿る見込みであること。これらのことから、「安全な水を安定的に供給すること」を維持していくための経営には、以下の手法が考えられました。事業費を抑えるため、必要な更新を先延ばしする。減少する料金収入を補うため、企業債を増率して後年に返済する。減少する料金収入を補うため、コロナ禍でも水道料金を増額改定する。第4回では、基本計画で示された料金改定は避けられない状況であると概ね認識され、改定の方法について意見交換を行いました。

主な意見は次のとおりです。人口減少に伴う収支の悪化はシミュレーションに織り込み済みであり、経費の削減、経営努力についても理解できるので増額改定は仕方がない。料金見直しの期間について、正しいものはなく、10年程度で見直しを行うという事務局説明については理解できる。様々な経営改善、経営努力を積み重ね、これまで値上げせずきたという経過があり、28%上げざるを得ない。経営審議会は、水道を安定的に市民に供給するということを経営の立場から、また市民目線で考えていかなければならない。単に料金を上げるから市民として

納得ができないということだけでなく、委員として水道を安定的に供給させる、管路の改修を円滑に進めさせるという視点も必要。このことから28%の改定を是として進めていかざるを得ない。他の地域の水道事業の実情など報道されている状況から、段階的な改定を行うことにより、36%程度の改定となったとしても仕方がない。ずっと協議に参画してきて値上げは必然だと考えている。裏面にいきまして、上記のとおり、料金改定に概ね理解を示す意見のほか、以下のような意見もありました。コロナ禍のいま値上げが必要かどうか慎重に考えるべきで、料金値上げ以外の方法で何とかならないのか。28%と一口で言うが約30%である。約30%の値上げは大きすぎるので、更なる経営努力を前提として、上げ幅を抑えるべき。

以上のように各委員から事業推進の必要性や料金収入の減少傾向から、今後の安定経営について様々な意見が出されました。

これら審議会での意見を踏まえ、短期的にはコロナ禍における市民生活への影響にも配慮しつつ、長期的には水道事業の安定経営に向けた取り組みを進めていただきたい。以上でございます。

加治佐会長

はい、各委員の意見がですね、このドットですね。点を打ったところの2行ですね、そこに凝縮されているかと思えます。読んでいただいてですね、私の意見は書いていないとかですね、あるいは誤認されていると、正しく受け取られていないとかいうことがありましたら今、意見をあるいは質問をいただきたいと思えます。それとですね、大体一人2行位の、一つ2行位の意見かと思うのですが、5行書いてあるところありますね。ここを私の希望ですが、2行位にさせていただけたらと思えます。やはり各委員の方々の公平性にできれば配慮したいと思えます。いかがでしょう。多分私の意見はこれだろうなと思っていて、でもなんか少しこれだと間違っって受け取られないかとかですね、思われている方、あるいは1行だけの方、もう少し加筆して貰えるならこの点加筆してほしいとかですね。ありませんか。いかがですか。はい。どうぞ。

小川委員

確認なのですけれども、この主な意見というのは一人一口という意味ではないかと思っていたのですけど。

加治佐会長

そうですね、すみません。私の解釈です。

小川委員

違いますよね。その辺はいかがなのか、総括的に色んな意見があっってこういうふうにさせていただいたっていうふうに受け止めているのですけど、一人一つっていう意味なのか。どちらでしょうか。

経営企画課長

はい。小川委員ご指摘の通り、総括的に意見を取りまとめたものでございますが、出来る限り各委員のみなさんのご意見をこの審議結果に取りまとめたいたいというところがございますの

で、お一人お一人の意見を尊重させていただいたかたちで総括的に案を取りまとめをさせていただいたものでございます。

加治佐会長

いかがですか。小黒委員。どうぞ。

小黒副会長

決して事務局さんに無理を強いて言う訳ではないんですけど、民営化も起こってきていますでしょ。全国的には。事例が発生していますね。そういったご時世になってきています。だから、人口減少に伴う経営の難しさ、これはよく分かります。私も。理解したうえで皆さん方に言うんですけども、では人口が減っていったら残った者だけで高額な負担をするのか、それではやっぱり住民は納得しないと思うのですよ。そこで皆さん方の努力、何かアイデアはありませんかなということをお願いしたいのですわ。県水を使うのも一つだろうし。いや、県水は高いので止めなのだ、自己水源の方が良いんですよなど、何らかのアイデアが出てくると思うのですけど。電気の分野で言えば、ソーラーや風力だと言って非常に多くのあれが動いてきていますわ。新しいものが。水にはそういったことはございませんから。そこらもいっぺん総合的に考えないとこの3割の負担、増額っていうのは非常に大きいと思うのですよ。それがお願いしたいのですわ。でも今差し当って皆さん方、仰ってみえるように、どうしてもここで増額をしないと経営的に成り立ちませんってなれば、それはやはり今の現状から言って水道が止まるって言ったら大変ですので、それは致し方ないことだろうと思いますけども、皆さん方の努力は決して無視はしていません。合併後頑張っていたいただいたっていうことも聞いておりますし、よく分かっています。でも、でも、やっぱり住民にとって何度も言うようですけど電気と水っていうのはなくてはならないものなんですよ。そこらは助けていただきたい。これは1住民としての声です。私の気持ちです。よろしくお願いしたいと思います。

加治佐会長

このお話を。特にあれはよろしいですか。事務局からの。良いですか。はい。ありましたか。どうぞ。

上下水道管理局長

県水切り替えの件なのですけども、前回もこれご説明させていただいたと思うのですけど、河芸地域、安濃地域、県水に切り替えていきますっていうことで、今、進めております。今回ですね、この9年まで令和9年までにしているっていう現状はですね、事業計画が令和9年度までの計画っていうことで9年までに抑えさせていただいています。一度に9年までに100%っていうのは無理な話ですので、河芸、安濃切り替えていく、その経費の削減を当然見ているっていうことでご理解をいただきたいと思います。

加治佐会長

まあまあ、もう現状はできるところはやりましたというお話かと思えます。はい。どうぞ。阿江委員どうぞ。

阿江委員

前回、参加できなかったものでどうも失礼致しました。そういう意味では私のお願いと言いますか、昨日少し浄水場等々にご案内いただきまして本当にありがとうございました。実際、片田浄水場に訪問させていただいて、急流と緩流の工場施設がありまして、急流は薬剤を入れて浄化をしていくというようなことと、緩流の方は植物プランクトンで綺麗にするよと、ただそれには凄く手間が掛かって人の手が掛かるんだというふうなご説明をいただき、最後にこう飲み比べみたいなものをさせていただき、そういう説明をお伺いしたのがこう頭に入っているからというのものもあるのかもしれませんが、非常に美味しかったのです。その緩流で浄水したお水が。凄く美味しく、っていうふうなことを感じました。すみません、何を言いたいかと言いますと、この事業において中々経費の圧縮等々がそうすぐには難しいと。値上げ幅は28.何%ってというのは色々説明を尽くしていただいたのだと思います。ただ市民にとって自分のところのお水が美味しいと、他の所よりも美味しい水なのだっていうのも大きな価値だと思います。それが値上げに対しての納得性の全てかと言うと勿論そうではないですけども、その一つには少なくともなるのであろうと、昨日本当にお水を飲んで思いました。それで、そういう意味では、事業性はないし、収益の足しにはならないけども、津市の水が美味しい、こういうことで浄水した水は美味しいんだみたいなところの何て言うのですかね、啓蒙活動というのか何と言うのか、そういうことはこういう事業性の別のところで続けていただきたいと、市民が自信を持って私のところの水は美味しいんだというふうなところへの働きかけというのは、続けていていただきたいなというふうに考えましたのでよろしくお願いをします。

加治佐会長

はい、どうぞ。松井委員。

松井委員

私も昨日視察に参加をさせていただいたうえでの少しお話なのですが、確かにお水美味しかったです。それで飲み比べて、やっぱり緩速ろ過の方が美味しいなあということは思ったのですが、その日建物の中で途中でも少しご質問させていただいたのですが、緩速ろ過の方がかなりその経費が掛かるんだと、当然人件費も掛かるし、一つの池っていか水槽っていか、900坪ある。その中のその石を入れて、その石自体が約1億9千万位。9千万から1億円位掛かる。それが複数ある訳ですね。ということで非常に経費が掛かるということをご説明いただいたので、僕途中で質問させていただいたのです。緩速ろ過の方を言い方悪いのですが全部廃止をして、急速ろ過の方に全部チェンジされたらどうかと。それで、緩速ろ過の方については当然その災害が起きたときのリスクヘッジのために停電に備えるためにもこういうことは必要だっていうことなのですが、そんな中で太陽光発電を付けて、あれだけ広い土地なのでというご質問をさせていただきましたところ、地中に池がある訳ですね。貯水タンクがある訳なんでそのうえにその太陽光発電を付けると、強度が弱くなるのでできないということだ

ったのですけれども、その浄水場のところのタンクの上には無理なんでしょうけれども、緩速ろ過の池の方を埋め立てて作ることとか、後途中の片田の池がありましたね。池のところの斜面なんかですと、あそこにもかなりのそのパネルを貼る事が、景観とかっていうことは抜きにして、貼る事ができる訳ですよねというところである程度その電源の確保もできるので、確かに美味しい水は美味しい水で、僕はもう伊勢の人間なので美味しい水がかなり好きです。好きなのですからけれども、急速ろ過の水についても全然不味いなとも思わないし、普通に美味しい水だと思いましたので、経費等々考えるのであれば、今後やっぱりその緩速ろ過の方から急速ろ過の方にシフトチェンジしていくようなことも検討に入れていただかなければいけないのかなと。太陽光発電については、その地盤が弱いのであることは、検討されたということなのですが、急速ろ過の方に設置する、もしくは山の斜面の方に設置する等々の考慮もやっぱりしていかなざるを得ないのかなと思いますので、その辺りまた一つ検討をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

加治佐会長

はい。どうぞ。畑井委員。

畑井委員

このまとめを今読んでいただいたのですが、表面の中段のところ、16行目位のところになりますかね。第4回ではということが書かれていまして、その値上げ、その避けられないという表現で収まっているのですけれども、第4回の議論を振り返っても色々な意見があってですね、反対をされる意見もありますし。それで、私はどちらかというところ賛成の方の意見だったと思うのですが、それもですね、単純に賛成ということではなくて、その苦渋の選択というか、その管路の安定とかそういうことを含めて致し方無く避けられないという判断をしたのですよね。本当にそこでは侃侃諤諤喧喧囂囂の議論があって避けられないというような終結点までいったという感じだと思っていますので、そここのところをもう少し書かないと、この1行2行では単純に皆さんが避けられないというふうになってしまうと残念なので、そここのところは入れてもう少しきちっとした表現を入れてほしいなというふうに思います。裏面に反対意見というのはあるのですけれども、やっぱりその前段の前のところでその辺のことを書いておかないと、この審議会がどのようなかたちで議論をしたかというのが分かりませんので、その点は特にお願いをしたいと思います。以上です。

加治佐会長

お話分かりました。作業としては私が後またこれを書き直すことになっているのです。何か大変な宿題が出てしまった。はい。出来るだけそのようにさせていただきます。他いかがでしょう。特にこの審議結果案というこのA4の用紙についてご意見いただければと思います。ですからその今後とも継続的に経営努力をというお話とか出てきたということ。私の方からの質問になりますが、この書いたこの結果はどなた

が読まれてどのような資料として使われていくことになりま
すか。

経営企画課
長

はい。宜しいでしょうか。

加治佐会長

はい。どうぞ。

経営企画課
長

審議会につきましては市長の元におかれた審議会でございますので、今回おまとめを頂きます意見、審議結果、いわゆる意見につきましては、これを会長名で市長の方に提出をさせていただくものでございます。

加治佐会長

はい。分かりました。ありがとうございます。はい。それでは。宜しいですか。はい。小黒委員。

小黒委員

先日議会で説明されましたね。全員協議会で。特に意見出なかったなあ。出てませんね。出てませんね。皆さん方認識されています。何か意見はでた。出てませんね。

上下水道管
理局長

反対というご意見は出ていません。

小黒委員

値上げに反対というのは出た。

上下水道管
理局長

出ていないです。

小黒委員

出てない。宜しいわ。議会さんは議会さんだから。我々審議会には審議会で意見を。これは市長の諮問機関ですね。今の説明は。市長にあげて市長が。

上下水道管
理局長

すみません。諮問答申をする機関ではないです。

小黒委員

はい。ごめんなさい。私、少し会議があるもので。

上下水道管
理局長

条例では、審議会は下水道の事業とかそういうのを色々書いてあるのですけども、調査、審議し市長に意見を述べるものとするというのが所掌事項になっております。ですから諮問を受けて答申をしていただくというかたちではございません。

加治佐会長

意見として、私前回、間違った発言したのですよね。多数決でも取りましようかと言ったことは全く不必要なことでした。申し訳ありません。色んな意見が出ましたと、役立てて下さいとこういうことだと思えます。最後にこのすみません。これを校正する立場ですので先程の苦渋の判断があったということの加筆とですね、私座長ですので、ずっとあまり意見は言えな

かったのですが、このふり返ってみますとですね、関口委員のこの段階的な改定というのは、私は当時は市民にあまりショックを与えない、ショックを小さくするというメリットだけを考えていたのですが、例えば10%、10%、10%でもいい訳ですね。年ごとに。それで、10%ですと感情的には、受け入れて貰えるかもしれませんが、その間に何をあきらめましょうという議論もできるかもしれませんが、私はその関口委員のこの段階的な改定っていうのをベースにしてですね、またその選択肢を広げることができないかと思っています。ただ恐らくそれは事務局としては負担をずっと引きずることになって決められないことが残っていくことになりしますので、不具合もあるかとは思いますが、メリット、段階的な改定案のメリットというのをもう一度機会があれば揉んでいただいても良いかなというふうに私は思っています。それは機会があればどこかに加えていただければということとして、関口委員の意見はここに書いてありますのでこれを骨子として私としては承りたいと思っています。それではですね。宜しいでしょうか。はい。どうぞ。

上下水道管
理局長

少し先程のですね、全員協議会でどんな意見があったのかっていうのを少し私、メモをざくっと取ったのがありますので。5月18日に議員皆さんに対して全員協議会というかたちで説明をさせていただきました。議員からはですね、自慢できる水があれば高く売っても良いのではないかというご意見をいただいたりですね、関口委員と同じように普通高く、沢山使ったら高くなるっておかしいのではないと。そういうのは研究してほしいよというご意見。あと、市民にとっては水道を使う人にとって凄く大きな負担というご意見をいただいたり、28%というのをいただいております。それと民営化は考えているのかという、これはもう津市で責任を持って事業をやっている下さいよということをおっしゃっております。その意見がございました。そういう意見がございました。またですね、詳しくはホームページに載ってるんです。申し訳ありません。

加治佐会長

はい。宜しいでしょうか。議員さん達のお話でした。それでは宜しいでしょうか。今日のところは。それではですね、これまでの審議の経過、その中で出された前回までの意見を整理させていただいたこれにですね、本日のこの内容を加えまして、皆様の意見を加えまして、当審議会の審議結果として市へ報告する予定です。そうさせて下さい。

取りまとめについては、会長に一任していただけますでしょうか。

〈 異議なし 〉

加治佐会長

ありがとうございます。事務局におかれましては、私が取りまとめました審議結果を各委員に送付いただきますようお願いいたします。恐らくその段階では送付はさせていただきますが、

事後報告ということになると思います。こうさせていただきますという報告になると思います。

続きまして、協議事項の(2)その他ですが、ご意見等はございますか。はい。はい。どうぞ。

畑井委員

何度も申し訳ありません。今日欠席の藤田委員は美杉町の方で木を守る運動というか森林を守る運動をされておられます。それで、その片田の浄水場の水源に当たります長野川のところの少し上の所でも水源を守る森づくりというのをやっておりますが、これ非常にですね、小規模なかたちのもので、津市として水源を守っていかうとかたちの運動というのが非常に疎かになっているような状況にあります。やっぱり水の流れを考えたら、やっぱり森がきちっとしてそれで長野川の所の取水口の水量も増して、綺麗な水ができるというようなかたちになっておりますので、水源の森をつくっていく運動とかですね、それからそういう植樹をするような活動に上下水道局の皆さんが積極的に参加をするようなかたちで水源の森づくりというのを進めていくような取り組みを今後お願いをしたいというふうに思っております。以上です。

加治佐会長

はい。それはお願いということではよろしいでしょうか。そういった森づくりとかそれに類すること、よろしく願います。その他で特に下水道工務課長、下水道施設課長はお越しいただかなくて宜しいですかね。マンホールの問題は直結はしてるかと思うのですが。はい。では、今日協議事項の最初で信用問題に関わるということで話が合ったよとお伝え下さい。

上下水道事業管理者

すみません。少し最初のところで説明が上手くできなかったこととか含めましてですね、畑井委員からも説明聞いていても他人事のように聞こえるという厳しいお言葉も頂きました。同じ事が二度と起こらないように全庁的に見直してちゃんと対応していきたいと思いますが、今回のことに関しまして、非常にご心配をお掛けしたことについて深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

加治佐会長

畑井委員。よろしいでしょうか。初めてでしたね。「申し訳ございませんでした」という。初めてだったのですよ。

畑井委員

真っ先にその言葉がくるかなあとと思ってました。

加治佐会長

そうだったのですね。テレビとか見てますと官僚の皆様はですね、「御理解下さい」で言葉をくくるのですよね。あれだからテレビ良い影響与えてないなあと思います。すみません。余計なことを申しまして。それでは、協議事項その他もないでよろしいですかね。ないということで、以上で本日の協議事項は終了と致します。事務局から連絡等ありましたら願います。これもすみません。会議録の内容については、前回同様私を確認し、ホームページに登載致しますので、ご承知おき下さ

い。委員の皆様には長時間に渡り貴重なご意見をいただくと共に議事進行について格別のご協力をいただき誠にありがとうございました。

上下水道管
理課長

加治佐会長、また、委員の皆様長時間に渡りご協議いただきましてありがとうございました。閉会にあたりまして上下水道管理局长からお礼申し上げます。

上下水道管
理局长

【挨拶】

上下水道管
理課長

これをもちまして第5回津市上下水道事業経営審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。